

令和3年6月30日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.12
を踏まえた県立学校の対応について（通知）

三重県では、「三重県リバウンド阻止重点期間」は終了するものの、次の波を起さない、起きたとしても短く、小さく抑えていくための取組を進めるため、このたび、6月29日付けで『三重県指針』が改定されました。

県立学校においても、別添の『三重県指針』ver.12を参考に、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和3年3月29日改訂）及び文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（Ver.6 2021.5.28 一部修正）を踏まえ、以下の事項に留意して、適切に対応願います。

1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。その際、飲食や休憩時間、移動など、居場所が切り替わると感染リスクが高まることに留意して対応する。
- ・ 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、令和3年5月13日付け「熱中症事故の防止について（通知）」を踏まえ、適切に対応する。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 児童生徒の同居の家族に発熱等風邪症状が見られる場合、令和3年4月26日付け「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』（改定版）を踏まえた県立学校の対応について（通知）」により、当該児童生徒の登校を控えるよう保護者に依頼することとしてきた。リバウンド阻止重点期間の終了にとともに、当該児童生徒の登校を控えることまでは求めないが、健康観察カード

等により同居家族に発熱等の風邪症状を把握した場合、登校後の健康観察を十分に行うこととする。なお、児童生徒本人や保護者が不安を感じて自宅待機を希望する場合は、事情を聞き取ったうえで、「出席停止」とすることも可能とする。

2 教育活動

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。
- ・ 県外から外部講師を招聘する場合は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域からの来校を基本とする。
- ・ 体育祭を実施する場合は、「児童生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動は、実施について慎重に検討し、種目を精選するなど、感染防止対策を確認、徹底する。また、保護者等へ公開する場合には、その必要性について十分に検討し、公開する場合には、来場者の人数を制限したり、誘導したりする等、「密集」を回避する対策を検討する。

3 部活動

- ・ 部活動については、部活動ガイドラインを踏まえ、自校内での活動、県内での宿泊を伴わない活動は、通常の活動ができるものとする。
- ・ 部活動を実施するときは、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」や各競技団体等が作成するガイドラインを踏まえ、感染予防対策を行う。特に、部活動前後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったり、集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかに帰宅する。また、移動の際はマスクを着用するとともに、人との密集を避け、会話を極力控える。
- ・ 県外への移動を伴う部活動については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されている地域における活動は避けるとともに、当該都道府県や区域の学校が来県することも同様とする。
- ・ 宿泊を伴う活動については、感染防止対策や行程を生徒・保護者に十分説明し、理解を得たうえで、自主的な参加とする。宿泊する部屋は、周囲と十分に距離が保てるよう、一部屋あたりの人数について配慮し、部屋の窓を開けるなど換気を行う。なお、宿泊を伴う活動は、令和2年8月31日付け「宿泊を伴う部活動について（通知）」により事前に報告する。
- ・ 公式大会やコンテストへの参加については、該当生徒・保護者の意向を聞き

取ったうえで、主催者の感染防止対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を行い参加できることとする。（公式大会とは、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟及び競技団体が主催する大会とする。）

- ・ 三重とこわか国体に向けた強化活動については、引き続き「競技団体が主催する強化活動に生徒・教職員が参加する場合には、主催者が行う感染症対策や、競技団体で作成した感染予防のガイドラインを遵守する」こととする。
- ・ 公式大会や練習試合等での保護者等の観戦・観覧については、観戦・観覧場所を確保するとともに、各顧問を通じて、入場する保護者等に以下の感染防止対策等を徹底する。
 - ・ 発熱等の風邪症状がある場合は参加しない。
 - ・ 感染防止のために大会主催者、学校で決定した措置を遵守する。
 - ・ 会場内では、他人との距離を十分確保する。
 - ・ 来場する保護者等は必ずマスクを着用する。
 - ・ こまめな手洗いなどを行い、手指消毒をする。
 - ・ 大会会場で大きな声で会話、応援をしない。

4 修学旅行・遠足

全学年において、次の対応とする。

<修学旅行>

- ・ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域を行先とする。
- ・ 児童生徒や保護者が安心できるものとなるよう、旅行業者やPTA役員等と連携し、感染症対策を徹底するとともに、保護者説明会などをおして安全面に関する対応について丁寧に説明する。
- ・ 「旅行関連業における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」等を参考にして旅行業者と連携して対応する。

<遠足>

- ・ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域を行先とする。
- ・ 実施する場合は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」を参考に、目的地と移動時の感染防止対策を確認、徹底する。

5 県外出身生徒が帰省・来県する場合の対応

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づ

き、該当生徒の帰省先の感染状況や移動に関する方針等について確認し生徒に伝えるとともに、該当生徒から帰省の期間や方法等を聞き取り、移動中も含め帰省先での感染防止に努めるよう指導する。また、毎朝の検温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無について確認させ、来県する前に担任等に報告するよう指導する。

6 その他

- ・ ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為のないよう指導する。

事務担当	高校教育課	高校教育班	小林 久哲 TEL：059-224-3002
	特別支援教育課	特別支援教育班	石川 真史 TEL：059-224-2961
	保健体育課	学校体育班	與谷 慎穂 TEL：059-224-2973
		健康教育班	柚木 歩 TEL：059-224-2969